

## 日本比較内分泌学会会則

### 第1章 総則

- 第1条 本会は日本比較内分泌学会（Japan Society for Comparative Endocrinology）と称する。
- 第2条 本会の事務局は会長が指定して幹事会が承認する場所に置く。
- 第3条 本会は比較内分泌学の進歩をはかることを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 比較内分泌学に関する学術集会の開催
  2. 比較内分泌学に関する研究情報の収集と配布
  3. 比較内分泌学に関する研究者相互間の連絡、研究の促進及び国際交流
  4. その他本会の目的に必要な事業

### 第2章 会員

- 第5条 本会の会員を分けて次の4種とする。
1. 正会員
  2. 学生会員
  3. 賛助会員
  4. 名誉会員
- 第6条 正会員および学生会員は比較内分泌学会の研究に従事するもの、または関心を有するもので、幹事会の承認を得たものとする。
- 第7条 賛助会員は本会の趣旨に賛同する法人及びこれに準じたもので、幹事会の承認を得たものとする。
- 第8条 名誉会員は満70才以上で、本会の目的に関連して、特に貢献のあったもの、会長を務めたもの、大会を開催したもの、または役員を10年以上務めたもの（過去の会員を含む）から幹事会が推薦し、総会の承認によって決定される。
- 第9条 本会の正会員、学生会員及び賛助会員になろうとするものは、入会申込書にそれぞれ定められた会費を添えて申し込むものとする。
- 第10条 正会員、学生会員及び賛助会員は前年の12月末日までにそれぞれ定められた会費を納入するものとする。名誉会員からは会費の徴収は行わない。
- 第11条 会費の徴収額は総会で決定する。正会員年会費は5,000円、学生会員年会費は3,000円、賛助会員年会費は50,000円とする。満65歳以上の正会員は、本人の希望により30,000円を納めることで終身の正会員となることを選択できる。
- 第12条 退会を希望するものは、その旨を本会に通知し、もし会費に未納がある時は全納しなくてはならない。
- 第13条 本会の規約にそむく行為、または会費未納のあった時は幹事会及び総会の決議を経て除名できる。

### 第3章 役員及び委員

- 第14条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
  2. 幹事 20名
  3. 監事 2名
- 第15条 会長および幹事は別に定める規則によって選出され、直近の総会で承認を受ける。監

事は、正会員の中から会長が指名し、幹事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第 16 条 役員任期は 2 年とし、連続 3 選を認めない。会長もこれに含まれる。

第 17 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

第 18 条 会長に事故が生じたときや、その他の理由で辞任したとき、幹事の互選により会長代理を 1 名おき、会長代理が残任期間を任期として会長の職務を代行することができる。

第 19 条 幹事は、各種委員会等より立案された項目を審議して、採否を決定する。

第 20 条 監事は収支決算書類に基づく会計監査、総会で決議された事項の執行状況確認、ならびに監査報告書を作成し、総会において会員に報告することを任務とする。監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第 21 条 役員が職務の執行に耐えられないと認められるか、役員にふさわしくない行為があると認められる時は、幹事会及び総会の議を経て会長がこれを解任できる。

第 22 条 事務局は、会長が幹事の中から選任する事務局長が統括し、第 23 条に記す事項、および総会ならびに幹事会の連絡調整等に係り、本会の運営に当たる。

第 23 条 会務の執行機関として、庶務、企画、広報、会計など、別に定める委員会を置き、幹事がそれぞれの長を分担する。委員会の長は、事務局長の立案を経て、会長が任免する。それぞれの委員は、事務局長ないし各委員長の立案を経て会長が任免する。

#### 第 4 章 会 議

第 24 条 会議は総会及び幹事会に分ける。

第 25 条 通常総会は毎年 1 回会長が召集し議長となる。会長が特に必要と認めるときは臨時総会を召集できる。また、会長は、会員の現在数の 3 分の 1 以上から会議に付すべき事項を示し、総会の召集を請求された時はすみやかに臨時総会を召集しなければならない。

第 26 条 総会は本会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. その他本会の業務に関する重要事項で幹事会において必要と認めるもの

第 27 条 総会は会員現在数の 10 分の 1 以上の出席によって成立する。委任状は出席者とみなす。

第 28 条 総会の議決は本会則の別段に定める場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第 29 条 幹事会は会長及び幹事をもって組織し、3 分の 1 以上から会議に付すべき事項を示し、請求された時に会長が召集する。幹事会の議長は会長があたる。

第 30 条 幹事会は、幹事の過半数の出席をもって成立するものとする。

第 31 条 幹事会は本会則に定めるものの他次の事項を審議する。

1. 本会の事業及び運営に関する事項。

2. その他、本会の目的に関連し必要と認められる事項。

## 第5章 会計

第32条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

第33条 本会の経費は会費、学術集会参加費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。但し、寄付金の受領の可否は幹事会で決める。

## 第6章 会則変更など

第34条 会則変更には幹事会の議を経て、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第35条 本会則の実施に関し、疑義が生じた時、または会則にあげる以外に必要な事項が生じた時は幹事会が処理するものとする。

附則 本会則は昭和50年7月24日より実施する。

附則 第2条及び第11条を改正する。本改正は昭和55年6月15日より発効する。

附則 第11条を改正する。本改正は昭和56年1月1日より発効する。

附則 第14条を改正する。本改正は昭和57年7月23日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は昭和60年1月1日より発効する。

附則 第16条を改正する。本改正は平成3年1月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成3年11月21日より発効する。

附則 第11条を改正する。本改正は平成5年1月1日より発効する。

附則 第11条を改正する。本改正は平成7年1月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成7年12月1日より発効する。

附則 第10条及び第16条を改正する。本改正は平成10年1月1日より発効する。

附則 第8条を改正する。本改正は平成11年12月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成12年1月1日より発効する。

附則 第2条を改正する。本改正は平成20年4月1日より発効する。

附則 第16条を改正する。本改正は平成20年12月8日より発効する。

附則 第2条及び第14条を改正する。本改正は平成25年1月1日より発効する。

附則 第1章から第4章までを改正する。本改正は平成30年1月1日より発効する。



新年度より職務を引き継ぐ。

第 5 条 この規則は、事務局長の立案に伴って、会長が幹事会にはかり、合議を経て会長が改廃する。

附則 本選出規則は昭和 55 年 10 月 18 日より実施する。

附則 第 1 条および第 2 条（第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 8 項、第 9 項）を改正し、新たに第 4 条を加える。本改正は平成 10 年 7 月 31 日より実施する。

附則 第 2 条（第 2 項、第 7 項）を改正する。本改正は平成 20 年 12 月 8 日より実施する。

附則 第 2 条（第 8 項）を改正する。本改正は平成 24 年 12 月 1 日より実施する。

附則 第 1 条から第 4 条を改正する。本改正は平成 30 年 1 月 1 日より実施する。

## 日本比較内分泌学会表彰規程

(設立と目的)

第1条 この規定は、日本比較内分泌学会（以下、学会）の表彰の種類とその対象とすべき研究業績等に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 本学会の表彰は、次の2種とする。

(1) 日本比較内分泌学会小林賞

小林賞は、比較内分泌学に関する貴重な研究をなし、その業績が特に優れた学会正会員に授与する。我が国において比較内分泌学を創設し、学会の設立と発展に尽力された故小林英司先生を記念する。

(2) 日本比較内分泌学会奨励賞

奨励賞は、比較内分泌学の研究を活発に行い、将来の発展が強く期待される学会正会員で、年齢が受賞の年の1月1日現在において満40歳以下の者に授与する。

(選考委員会の組織)

第3条 各賞授賞者の選考は、5名の選考委員（以下、委員）からなる選考委員会（以下、委員会）で行う。

- 委員は、名誉会員、小林賞受賞者、会長経験者、大会長経験者等および幹事の中から会長が選定し、委嘱する。但し、原則として幹事以外が委員会の過半数を占めるものとする。
- 委員の任期は会長が委嘱した日から次々年の委嘱日の前日までとし、一期2年、二期までとする。
- 委員会は、募集および選考の実務を担当する選考委員会事務局（以下、事務局）を学会事務局におくことができる。

(委員会の任務)

第4条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 表彰事業の推進に関する基本方針の策定。
- 各賞の募集方法の決定ならびに授賞対象者の選考と推薦。

(選考方法)

第5条 会長が委員会を召集し、その議長となる。議長は議決権を持たない。

- 委員会は委員の5分の3以上の出席をもって成立する。但し、幹事以外の委員が過半数を占めることを原則とする。
- 議事は、原則として出席委員の全員一致をもって決定する。それに至らない場合には、多数決とする。
- 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(授賞者の決定)

第6条 委員会は、各賞の授賞候補者について審査を行い、その結果を取りまとめる。

2. 会長は委員会の選考結果を幹事会に諮り、授賞者を決定する。

(規程の改訂)

第7条 本規程の改訂は、会長の発議により、幹事会の議を経て総会で行う。

(附則)

本規程は、平成30(2018)年1月1日から発効する。

2. 本規程の発効に伴い、平成26(2014)年12月24日制定の日本比較内分泌学会小林賞規定および奨励賞規定は失効する。